

## 暴力団排除条項の導入に伴う預金規定改定等のお知らせ

当金庫では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成 19 年 6 月 19 日、犯罪対策閣僚会幹事会申合せ)等を踏まえ、平成 22 年 4 月 1 日より各種預金規定、その他の取引規定等に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項を導入しました。

暴力団排除条項とは、お客様が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、当金庫の判断により取引の停止、取引の解約ができることを定めた条項です。

改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されます。また、規定改定後当金庫とお取引される場合に、お客様が反社会的勢力でないことの表明・確約をお願いしております。本表明・確約をいただけない場合には、お取引をお断りさせていただきます。

今後も、当金庫では反社会的勢力との関係遮断に努めてまいりますので、お客様のご理解とご協力をお願い致します。

枚方信用金庫